**第四十七期決算公告**

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 二〇、二九三 |
| 固定資産 | 六、一四五 |
| 有形固定資産 | 五、一九五 |
| 無形固定資産 | 四 |
| 投資その他の資産 | 九四五 |
| 資産合計 | 二六、四三八 |

負債及び純資産の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 一二、〇八四 |
| （賞与引当金） | （四〇五） |
| （役員賞与引当金） | （一三） |
| 固定負債 | 二、八三一 |
| （退職給付引当金） | （二、八〇三） |
| （役員退職慰労引当金） | （一六） |
| （修繕引当金） | （一二） |
| 負債合計 | 一四、九一五 |
| 株主資本 | 一一、五二三 |
| 資本金 | 一、〇八〇 |
| 利益剰余金 | 一〇、四四三 |
| 利益準備金 | 二七〇 |
| その他利益剰余金 | 一〇、一七三 |
| 純資産合計 | 一一、五二三 |
| 負債及び純資産合計 | 二六、四三八 |

損益計算書の要旨　（単位・百万円）

（自　平成二十八年四月一日　至　平成二十九年三月三十一日）

| | |
|---|---|
| 売上高 | 五七、四一〇 |
| 売上原価 | 五三、五四五 |
| 売上総利益 | 三、八六五 |
| 販売費及び一般管理費 | 一、二四九 |
| 営業利益 | 二、六一六 |
| 営業外収益 | 一二 |
| 営業外費用 | 六 |
| 経常利益 | 二、六二三 |
| 特別利益 | 一一四 |
| 特別損失 | 一〇 |
| 税引前当期純利益 | 二、七二六 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 九六〇 |
| 法人税等調整額 | △四六 |
| 当期純利益 | 一、八一二 |

平成二十九年六月二十二日

神奈川県横浜市神奈川区金港町三番地一コンカード横浜八Ｆ　コマツ物流株式会社

代表取締役社長　安達　賢悟

**第七十七期決算公告**

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

| | |
|---|---|
| 流動資産 | 三、八五五、四六三 |
| 固定資産 | 二、七一七、九七七 |
| 繰延資産 | 一一四、七五三 |
| 資産合計 | 六、六八八、一九三 |

負債及び純資産の部

| | |
|---|---|
| 流動負債 | 二、〇九四、五四九 |
| 固定負債 | 三、三二六、七九五 |
| 負債合計 | 五、四二一、三四四 |
| 株主資本 | 一、二六六、八四九 |
| 資本金 | 一〇〇、〇〇〇 |
| 資本剰余金 | 一、二〇五 |
| 資本準備金 | 四〇五 |
| その他資本剰余金 | 八〇〇 |
| 利益剰余金 | 一、一八五、四九七 |
| 利益準備金 | 二五、二〇〇 |
| その他利益剰余金 | 一、一六〇、二九七 |
| （うち当期純利益） | （二二四、七〇七） |
| 自己株式 | △一九、八五四 |
| 純資産合計 | 一、二六六、八四九 |
| 負債及び純資産合計 | 六、六八八、一九三 |

平成二十九年六月二十二日

大阪府吹田市芳野町一八番二三号

昭和化工株式会社

代表取締役社長　小椋浩之介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県八戸市沼館四丁目一番地、最後の住所青森県八戸市八太郎三丁目五番一三号

被相続人　亡　帯川　公義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

事務所　青森県八戸市根城九―一九―九

浅石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県北上市中野町三丁目一二番、最後の住所岩手県北上市中野町三丁目一二番一七号

被相続人　亡　堀籠　昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

岩手県北上市本通り一丁目七番一二号新町ビル二階　日高法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠原　亜希

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字小沢田五九番地、最後の住所秋田県大館市字相染沢中岱一四五番地一

被相続人　亡　伊藤　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

秋田県大館市赤館町二番三号

相続財産管理人　弁護士　山口　謙治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都新宿区北新宿四丁目一三番地、最後の住所秋田県鹿角市花輪字下花輪六番地

被相続人　亡　高瀬　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

秋田県大館市赤館町二番三号

相続財産管理人　弁護士　山口　謙治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県米沢市花沢町二六八五番地の一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　守谷　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

山形市旅篭町三丁目三番四二号山川ビル三階　相続財産管理人　弁護士　峯田　典明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県土浦市小岩田東二丁目一六番、最後の住所茨城県土浦市小岩田東二丁目一六番五号

被相続人　亡　井上　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

事務所茨城県牛久市牛久町二七九番地一　千秋ビル四階白岩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白岩　大樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県川口市中青木二丁目一九一番地、最後の住所埼玉県川口市大字安行領家五〇六番地の一五　特別養護老人ホーム和楽苑

被相続人　亡　玉田　碧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目一一番地三　栗原ビル四階　稲垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲垣　賢一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県浜田市田橋町七〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古藤　眞智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十二日

東京都港区虎ノ門一丁目一一番九号コンシェリア虎ノ門七〇四

相続財産管理人　弁護士法人佐和法律事務所